

建設工事関連業務委託における低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の対象業務委託について

山形県県土整備部建設企画課

1 内容

山形県県土整備部及び各総合支庁建設部が発注する建設工事関連業務委託における低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の対象業務委託については、当分の間、試行的に下記のとおりとする。

	現 行	試 行
低入札価格調査制度	① 競争入札に付する建設工事関連業務委託で設計金額が1,000万円以上のもの 又は ② 総合評価落札方式により入札に付する建設工事関連業務委託	① 競争入札に付する建設工事関連業務委託で設計金額が <u>3,000万円</u> 以上のもの 又は ② 総合評価落札方式により入札に付する建設工事関連業務委託
最低制限価格制度	競争入札に付する建設工事関連業務委託で設計金額が1,000万円未満のもの (※ 総合評価落札方式により入札に付するものは除く)	競争入札に付する建設工事関連業務委託で設計金額が <u>3,000万円</u> 未満のもの (※ 総合評価落札方式により入札に付するものは除く)

2 実施時期

平成27年10月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

3 留意事項

山形県県土整備部及び各総合支庁建設部発注以外の建設工事関連業務委託については、現行どおりとする。